

社会科教育分科会

—— 公民教育論序説(二・完) ——

目 次

- (一) はじめに
- (二) 公民の観念(以下本誌第2号)
- (三) 公民教育の構造
- (四) おわりに(以下本号)。

(三) 公民教育の構造

前号において公民の観念を一瞥したが、以下においては、公民教育が如何なる構造をもつか、その輪郭を素描してみたい。ここでは、論述の基礎を主として、中学校学習指導要領の公民的分野に求める。公民的分野がその内容の対象として挙げるものは、大別して、家族、社会、国家の三種に分けられるであろう。

社会においては、経済生活が中心として取扱われ、国家は憲法学習および平和学習の対象とされる。

1) 家族、新指導要領(以下新要領と略)は現行指導要領と異なって、教育内容において家族生活の取扱いが著しく比重を高めている。それは、後者においては、「現代の社会生活と文化」の項目の一構成部分にすぎぬ「家族生活」が、前者においては、独立の大項目を形成し、かつ、公民的分野の冒頭におかれていることから容易に推察される。文部省は、家族生活の取扱いの重視の理由として、「公民的分野の基本的ねらいである個人というもの、そして、この個人と集団との関係というものを……(子供達に)……しっかり考えさせていく」こと、および、「急激に変化発展していく社会状況の中において……家族生活の機能」が改めて考えなおされねばならぬ現代という時期の二点を挙げている。すなわち、まず家族生活を媒介として、政治・経済の働きを理解させようというのである。¹⁾

家族は、新要領の指摘する如く、「血縁で結ばれた最も普遍的で基礎的な社会集団」であり、その果たす機能は、包括的に表現すれば、「福祉の追求」にある。「福祉の追求」はもとより家族のみ²⁾によって行なわれるものではなく、それを包摂する外部的諸集団によっても行なわれるが、外部的諸集団の機能は家族による福祉実現の外的諸条件の整備に主として向けられるから、家族は第一次的な福祉追求集団としての地位をもつ。家族のもつこの機能から、家族学習は必然的に経済学習に結びつき、同時に福祉の配分をめぐ³⁾って、社会集団と個人のあり方を見童生徒に理解させることが可能となる。

家族は基礎的社会集団として国家・社会秩序の底辺を形成すると共に、この秩序によって創設

され、承認された規範によりその存在様式を基本的に規定される。この公認された家族生活の様式が家族制度と呼ばれる。家族学習はこの面において政治学習と結合する。新要領が「家族制度」を教育内容の一部にとり込んだのは公民教育の全体系の構成からみて妥当と云わなければならない。

家族制度と政治との連関に思いをいたす時、われわれは日本近代史における法典論争を頭にうかべる。民法典施行延期派の關将穂積八束は、「我が国は祖先教の国なり、家制の郷なり、権力と法とは家に生れたり、……氏族と言ひ国家と言ふも家制（＝家族制度）を推したるものに過ぎず……万世一系の主権は天地と共に久し其の由る所或は祖先の教法家制の精神に渉るなきか」、⁴⁾と述べて、親族関係の（西欧法に基づく）法制化に反対し、また当時の官僚は法制化がやむを得ない場合は、出来得る限りそれを骨抜きにし、⁵⁾近代的権利意識の発生を阻止するため「教育の方面で善くしまつをつける」運動を行なって教育勅語の發布を導いた。家族制度は民法典の外に成立した国家・社会秩序によって⁶⁾支えられ、教育を通して、国民の中に伝播し、定着していったのである。従って新要領が改正前の民法の下における「家」制度との比較において、現在の個人の尊厳と両性の本質的平等を原理とする家族制度を理解させることを説いているのは、まことに妥当であるが、なお、旧法下における家族生活と国民教化の関係も多少ふれる必要があるかと思う。

2) 社会。社会とは一義的に定義しにくい観念であるが、⁷⁾家族が血縁とそれに基づく愛情を中心として「福祉」を追求する集団とみるならば、社会は利害を中心として展開する生産の場と云えよう。新要領の「社会生活」と「経済生活」の二大項目は、主として生産の場としての社会を⁸⁾学習の対象としている。社会学習に関し現在最も問題となっているのは公害の取扱いである。周知の如く、⁹⁾文部省は公害対策基本法などの公害関係法の改正と歩調を合せ、昭和46年1月20日、新要領（小中共に）の改定を行ない、「経済発展と国民福祉の調和」という考えをすてて、公害から国民の健康と生活環境を守ることを強調する「生活優先」を公害学習の基調とした。また、文部省は各地域の実態に即した公害学習に教師が力をいれることを、「学習指導要領のワク内」においてという留保の下に、自由とした。

¹⁰⁾公害は現実には産業公害として現われる場合が最も多い。それは、云うまでもなく最大限利潤追求を図る資本主義的企業経営に基因する。従って、公害防止の規制力を個別資本それ自体の中に求めることは不可能事ではないにせよ、¹¹⁾きわめて効果のないものと云わねばならない。公害の規制者としての国家および地方公共団体の役割がここで重視されることになるのである。改定新要領が、従前のそれになかった国家および地方公共団体の公害防止における役割を言及しているのは妥当である。もとより、国家による公害規制を如何に評価するかの問題が残る。私的独占体の経営組織と国家の行財政組織の癒着の関係をもつ現代資本主義（＝所謂国家独占資本主義）においては、¹²⁾国家の公害規制は、イ）私企業の生産活動の保護、ロ）民間資本に必要な労働力の確保、ハ）公害防止を要求する住民の世論や運動を考慮して、生活環境と産業界の利害の調和点をさがし社会不安の拡大を阻止する、にあるという見解も存在する。

¹³⁾これも一面の真理を示すであろう。しかしながら、教育の場において国家(及び地方公共団体)

を企業の代弁者としてのみ取扱うことは許されないし、また正しくもない。国民主権下の公民育成という社会科の大目的からして、国民は常に国家の主体的形成力でなければならぬことを教師は教育せねばならぬ。公害関係法の審議において、時に一部の勢力の主張が強引に通じ、あたかも、国家が企業防衛に奉仕するという観を提示することもあるが、そうした事例はかえって、国民の政治参与とは何か、という問題の教材となろう。

3) 国家、新要領において、国家の問題は未だ独立のテーマとして表面に出てはいない。

新要領は憲法学習と平和学習を通して、生徒に国家像を把握させようと試みている。国家は一つのものではなく、そのようなものとしては存在せず、「国家」が表わしているものは沢山の特殊な諸制度であり、それらが一緒になって国家の現実を構成し、そしてそれらは所謂国家体系の諸部分として相互作用する¹⁴⁾という指摘は、国家を機能としてのみ把握する思考であるにせよ、公民教育の場において国家理解を生徒にもたらす際、一応参考になるであろう。憲法学習は、憲法内諸制度の機構と作用、およびそれら相互の連関を教授することにより、国家意思が如何に形成され、展開されるかを生徒に学びとっていかせねばならない。しかしながら、憲法学習は単なる制度学習ではなく、制度を支える基本価値についての学習でもある。近代憲法が、権力の制約と合理化を図り、国民に自由な政治生活過程を保障しようとしたのは、それによって国民の幸福を確保するという大目的のためであった。日本国憲法の基本原則としてあげられる、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義はいずれも国民の幸福の確保に奉仕する原理である。国民の幸福の確保とは、換言すれば、「人間人格の自由と尊厳」の保障にほかならない。憲法教育は常に憲法の基本価値について教育であることを念頭に置かなければならない。憲法的諸制度の運用と相互連関の中で憲法の基本価値が如何に実現されているかを知ることにより、生徒は、国家を単なる機能としてではなく、単なる観念としてではなく、不可視的でありながらも一個の実体として感覚し得るのではあるまいか。すなわち、国家は価値の実現態なのである。愛国心の教育も平和教育も国家を離れては思考し得ないのである。国民は国家を媒介としてのみ世界に接し得るのであり、平和は国家を通してのみ世界的に実現され得るのである。

まことに、国民は国家の主体的形成力として、国家の基底となるにも拘わらず、国家は時に国民の生存を圧迫する行動に出て、しかも国民は国家的支配の外にあって自己の存在を維持することは出来ない。国家对国民の関係を律するこの大矛盾は容易に解き難い。

憲法教育は、日本国憲法の基本価値の学習を通して、この矛盾に如何に対処して行くかを生徒にすこしでも考えさせねばならないのである。

註)

- 1) 榊原康男・平田嘉三：梶哲夫「中学校学習指導要領、改訂の要点」89—90頁
- 2) 森岡清美編「家族社会学」2頁
- 3) 森岡・前掲書 3頁
- 4) 青山道夫「家族制度論」116頁

- 5) 磯野誠一・富士子「家族制度」21頁
- 6) 磯野・前掲書 20頁
- 7) この問題は明治憲法下の家族国家論と日本国憲法・教育基本法下の国民主権国家と国民教育との対比を考えるに際し、必須のことである。
- 8) 高坂正顕「私見期待される人間像」137頁以下
- 9) 新要領が「地方自治」を政治生活の大項目に入れなかった理由は解し難い。
- 10) 朝日新聞・昭和46年1月20日号
- 11) 企業家の公害防止に対する消極的発言は多くにみられる。例えばジュリスト、公害特集号（1970.8月10日号）173頁
- 12) 池上淳「現代資本主義と国家」（現代と思想 2・所収）101頁
- 13) 庄司光・宮本憲一「恐るべき公害」152頁以下
- 14) ラルフ・ミリバント著・田口富久治訳、現代資本主義国家論 61頁

おわりに

筆者の思惟するところによれば、新要領により規定されている公民教育の構成は、家族、社会、国家の諸問題を平板的に並列して教育せよという意図ではなく、家族・社会の諸生活の学習が国家理解に関する政治生活教育に収斂されて行くことを意図しているとみられる。公民教育が国民主権の下における公民のあり方をじっくり考えさせることを目的とするものである以上、当然そうならなければならない。

しかし、新要領は国家の問題を未だに正面には出していない趣をみる。昭和43年12月の文部省の講習会において、筆者はこの点を梶哲夫調査官に質した。梶調査官は国家を正面に出すことは反論を大きくすると思ひ、避けた、という回答をした。これはなお筆者の記憶に残るところである。しかし、国家は批難されるだけの対象なのであろうか。公民教育と国家とは切断され得ない重要な関連を内在させている。

紙数の関係もあって、この問題は十分に論じられていないが、いずれ、公民教育の各論的問題を論ずる中で取扱いたいと思う。

終

(社会科研究室 前田光夫)